

みんなでつくる まちづくりの 基本ルール

自治振興課自治振興係
0824-731209



前回に引き続き、キョロやまくと一緒に条例の策定に向けた取り組みについてご紹介します。

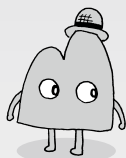
A

アンケートなどで寄せられた市民の皆さんの意見をもとに、条例素案をつくっています



Q

「まちづくり基本条例」の策定状況はどうなってるの？



検討内容

平成22年11月に、策定委員会から条例素案(前文以外)について中間報告がありました。現在は、次のことを要点に条文全体について協議されており、3月末までには最終素案が市長に提出される予定です。

- 前文は、条例制定の背景、まちづくりの方向性や決意など、分かりやすく表現すること
- まちづくりの最高規範として、皆に親しまれ理解されること
- 目指すべきまちの姿は、「すべての人が幸せに安心して暮らせるまち」であること
- 市民・議会・行政が役割分担を明確にし、協働して地域課題に取り組むこと
- 市民こそが、まちづくりの主役であること
- 住民自治組織は、自らの地域は自らの手で創るという精神のもと、支え合いと助け合いによって住みよい地域づくりに取り組むこと
- 事業者などは、地域社会の一員としての責任を果たし、まちづくりに貢献すること
- 議会は、議決機関として市民の負託に応え、市議会議員は、市民の代表者として責任を自覚すること
- 市長は、市政の代表者として市民の負託に応え、市職員は全体の奉仕者として公平かつ誠実に職務を遂行すること
- 市政運営は、透明性をもって行われるとともに、市民が参画しやすい環境整備に努めること
- 行政は、条例を実効あるものにするため、庁内推進体制を整備し、まちづくりの推進に関し、市民と意見交換をおこなうこと
- この条例は検証され、見直しが可能であること

条例が制定されるまでの道のり

策定委員会

設置 (H22・2・2)

基礎学習

アンケート実施
(H22・10)

条例素案の検討 ※1月末までに13回開催

条例素案を市長へ提出 (H23・3 予定)

行政

条例素案をもとに条例案の作成

- 自治振興区などとの意見交換
- シンポジウム
- パブリックコメント

議会へ提案

条例制定